

記念保護樹木の指定の解除について

名 称	とのみの松記念保護樹木	
所 在 地	茅部郡森町字御幸町112	
所 有 者	茅部郡森町字御幸町112 指定当時 阿部 恵三男 現 在 株式会社いかめし阿部商店 (管 理 者 同商店代表取締役 今井 麻椰)	
概 要	樹 種	アカマツ
	本 数	1 本
	(最高)直径	7 1 c m
	(最高)樹高	1 0 m
樹 齢	推定 2 0 0 年以上	
指定年月日	昭和 4 7 年 3 月 2 5 日 北海道告示第 8 5 7 号	
指 定 理 由	明治天皇行幸に由来する樹木の保護	
由 来	明治 1 4 年、明治天皇が行幸の際、阿部旅館（当時）に宿泊され、その夜半に雷雨となったがまもなく晴れ、御室庭の年老いた松に星影が輝き、ことなく朝を迎えたことから、この松が天皇をお守りしたとの記念の意を込め「とのみの松」と命名され管理されていた記念樹を、記念保護樹木に指定。	
指定の解除の申出	所有者より、これまで、できる限りの維持管理に努めてきたほか、平成 2 8 年には、道による支柱の設置やロープ吊り、枯れ枝の剪定等の保全措置を行ってきたが、当該樹木の傾きが年々大きくなっており、今後、強風や積雪などにより倒伏した場合、隣接地の建物や住民に大きな被害を与えることが懸念され、その際に発生する経済的な損害を負担することは非常に困難であることから、伐採したいため、記念保護樹木の指定の解除の申し出があったもの。	
指定の解除の理由	令和元年に実施した記念保護樹木の点検では、枝の枯損や折れ、不自然な傾斜などと診断され、今後、落枝や倒木による隣接施設への事故発生のおそれが高く、事故発生時に所有者が負担する経済的な損害等を考慮した場合、指定解除の要件である土地所有者の経済的事情として認められることから、記念保護樹木の指定の解除はやむを得ないと判断。	
位 置 図 等	別紙のとおり	
備 考	○令和元年度に道内の記念保護樹木の一斉点検を実施 とのみの松の診断結果は最も状態が悪い「4（早急対応）」 ※診断結果は資料 1 - 3 のとおり ○その他の保全事業 昭和 4 6 年 保護標識設置 平成 6 年 保護標識更新 平成 2 6 年 保護標識更新 平成 2 8 年 樹木治療 (丸太柱加工建込み、ロープ吊り、枯枝の剪定)	